

埼玉県北部地域空き家バンクの流れ

《空き家を売りたい方、貸したい方》

- ① **空き家の相談** ※協会に所属する宅建業者と媒介契約済の場合は省略可能
 - ・町へ空き家相談の申込みを行います。活用相談申込書及び情報提供同意書（様式第1号）、活用相談カード（様式第2号）を提出してください。
 - ・活用相談案内通知書（様式第3号）により、相談をお受けする宅建業者を紹介いたします。宅建業者に連絡の上相談を行ってください。
 - ・宅建業者が物件の現地調査を行いますので、立合いをお願いします。
 - ・対象：一戸建の空き家とその敷地
 - ・条件：協会に所属する宅建業者との媒介契約の締結
 - ・物件の状態により、登録できないことがあります。

- ② **空き家バンクへ登録**
 - ・相談の結果、町へ空き家バンクの登録を申し込みます。空き家バンク登録申込書（様式第4号）、空き家バンク登録カード（様式第5号）を提出してください。
 - ・登録されると、登録完了通知書（様式第6号）が送られます。

- ③ **「埼北空き家バンクサイト」で情報を公開**
 - ・登録された物件は、埼北空き家バンクサイトで情報を公開します。
<https://akiyabank.saihoku-ijuu.com/>

- ④ **物件の見学**
 - ・利用希望者から物件の見学申込みがあった場合、宅建業者から連絡が入りますので、宅建業者とともに立合いをお願いします。

- ⑤ **物件の交渉**
 - ・利用登録者から物件交渉の申込みがあった場合、宅建業者を通して契約交渉を行っていただきます。